「アミスルブロム」、「シモキサニル」及び「フルベンジアミド」 の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、 食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第1号の規定に基 づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回 目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験デー タは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品 衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討す ることとしている。

- 1. アミスルブロム(農薬)
- 2. シモキサニル (農薬)
- 3. フルベンジアミド(農薬)

アミスルブロム

- 1. 今回の諮問の経緯
 - ・平成30年11月16日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	アミスルブロム(Amisulbrom)		
構造式	Br CH ₃ N= O ₂ S N-SO ₂ N(CH ₃) ₂		
用途	殺菌剤		
作用機構	スルファモイルトリアゾール骨格を有する殺菌剤である。		
	卵菌類のミトコンドリア内膜の電子伝達系を阻害することで殺菌効果を		
	示すと考えられている。		
日本における	農薬登録がなされている。		
登録状況	適用作物:トマト、てんさい等		
	今回、さといもの適用拡大申請		
	使用方法:散布、土壌潅注等		
国際機関、	JMPR	毒性評価なし	
海外での	国際基準	基準なし	
 状況	-4	米国:ぶどう、トマト等	
	諸外国	EU:ぶどう、トマト等	
<u> </u>	[1] TE ====	カナダ、豪州、ニュージーランド:基準なし	
食品安全委員会 での評価等		年 4月 3日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 年10月25日 食品健康影響評価結果 受理	
しての計画寺		年 1月20日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼	
		年 9月10日 食品健康影響評価結果 受理	
		年10月 6日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼	
		年 6月21日 食品健康影響評価結果 受理	
		年 1月 8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼	
		年 6月30日 食品健康影響評価結果 受理	
	【5】平成29	年 6月15日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼	
	平成29	年 8月22日 食品健康影響評価結果 受理	
		ADI = 0.1 mg/kg 体重/day	
		ARfD = 設定の必要なし	
		,	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

シモキサニル

- 1. 今回の諮問の経緯
 - ・平成30年11月2日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う 基準値設定の要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

殺菌剤		
シアノアセトアミド系の殺菌剤である。菌体内の呼吸系代謝機構及び		
申長抑制や胞		
られている。		
農薬登録がなされている。		
適用作物:ばれいしょ、はくさい等		
今回、さといもの適用拡大申請		
使用方法:散布等		
響評価を依頼		
響評価を依頼		
ARfD = 0.08 mg/kg 体重		

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フルベンジアミド

- 1. 今回の諮問の経緯
 - ・平成30年2月16日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う 基準値設定の要請を受理。
- 2. 評価依頼物質の概要

名称	7貝の似安 フルベンジアミド(Flubendiamide)		
構造式	NH O		
	CF ₃ F CF ₃		
用途	殺虫剤	313	
作用機構	コウ化フタルアミド基を有する殺虫剤である。鱗翅目害虫の筋肉細腫		
		レシウムイオンチャンネルに作用し、体収縮症状をもたらし	
	て殺虫活性を示すと考えられている。		
日本における	農薬登録がなされている。		
登録状況	適用作物:もも、キャベツ等		
	今回、きく(葉)及びびわへの適用拡大申請		
	使用方法:散布等		
国際機関、	JMPR	ADI = 0.02 mg/kg 体重/day(2010年)	
海外での		ARfD = 0.2 mg/kg 体重(2010年)	
 状況	国際基準	レタス、トマト等	
		米国:果菜類、仁果類等	
	-4	カナダ:キャベツ、レタス等	
	諸外国 	EU:トマト、ぶどう等	
		豪州:キャベツ、レタス等 ニュージーランド:基準なし	
食品安全委員会	【1】平成17	ユーノーリンド・墨字など 年 3月31日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼	
での評価等	【1】 平成17年 3月31日 厚生労働人民より良品健康影響評価を依頼 平成18年10月26日 食品健康影響評価結果 受理		
C 0 2 1 1 1 1 1 1 1		年11月 9日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼	
		年 1月31日 食品健康影響評価結果 受理	
	【3】平成21	年10月27日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼	
	平成22	年 7月22日 食品健康影響評価結果 受理	
	【4】平成24	年 1月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼	
		年10月15日 食品健康影響評価結果 受理	
		年 7月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼	
	平成29	年 7月18日 食品健康影響評価結果 受理	
		ADI = 0.017 mg/kg 体重/day	
		ARfD = 0.15 mg/kg 体重(授乳中の女性)	
		ARfD = 設定の必要なし(一般の集団)	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【アミスルブロム】

•作物残留試験

【シモキサニル】

- *家畜代謝試験
- •作物残留試験

【フルベンジアミド】

- •作物残留試験
- •家畜代謝試験
- •家畜残留試験